



第2期 浜中町子ども読書活動推進計画

令和4年4月～令和9年3月

浜中町教育委員会

< 目 次 >

第1章 第2期浜中町子ども読書活動推進計画の策定にあたって	1
第1節 第2期浜中町子ども読書活動推進計画の策定趣旨	1
第2節 第2期浜中町子ども読書活動推進計画の基本方針	1
第3節 第2期浜中町子ども読書活動推進計画の期間	2
第4節 浜中町の行政計画との関係	2
第2章 子どもの読書活動を取り巻く状況の整理	3
第1節 日本を取り巻く状況	3
第2節 浜中町を取り巻く状況	4
(1) 子どもの人口動態と生活	4
(2) 子どもの読書環境	5
第3章 対象ごとの現状・課題・基本目標・対応施策	7
第1節 発達課題に応じた読書活動	7
(1) 乳幼児期	7
(2) 青少年期 —少年期—	8
(3) 青少年期 —青年前期—	9
(4) 青少年期 —青年後期—	10
第2節 読書活動の支援	11
(1) 家庭での読書活動	11
(2) 学校での読書活動	12
(3) 地域での読書活動	13
第3節 読書環境の整備	14
(1) 公共図書館	14
(2) 学校図書館	15
第4章 おわりに	16
第1節 第2期浜中町子ども読書活動推進計画の策定に係る資料	16
(1) 各種データ	16
(2) 統計等データ	19
第2節 参考、引用、出典、解説等	22

第1章 第2期浜中町子ども読書活動推進計画の策定にあたって

第1節 第2期浜中町子ども読書活動推進計画の策定趣旨

子ども読書活動推進計画とは、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とした行政計画です。

浜中町（以下「本町」という。）は、平成29（2017）年4月に第1期浜中町子ども読書活動推進計画を策定して、子どもの読書活動の推進に努めてきました。

第2期浜中町子どもの読書活動推進計画（以下「本計画」という。）では、前計画を継承しつつ、政府及び北海道が策定する子どもの読書活動の推進に関する諸計画を基盤とし、第6期浜中町まちづくり総合計画（以下「総合計画^{*1}」という。）、浜中町教育推進計画（以下「教育推進計画^{*2}」という。）、第8期浜中町社会教育中期計画（以下「中期計画^{*3}」という。）等に記述があることを含み、本町の実態と照らし合わせることにより、対応する施策・事業を検討しています。

これにより、多角的尺度から現状及び課題を把握し、地域特性は勿論、社会情勢に適した対応施策の実現を目指しています。

総合計画では「笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか」をまちづくりの将来像とされており、教育行政には「豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり」を基本目標として取り組むことが明記されています。

読書活動の推進を掌る社会教育行政にあっては、人口減少や少子高齢化が進む中、地域コミュニティの崩壊、教育や学習の機会の地域格差、次代の地域社会を担う人材の育成等が課題としてあげられています。

子どもの読書活動の推進を通して、乳幼児及び青少年の豊かな心を育み、教養を深め、自己実現や健康で文化的な生活の確立を助け、次代の地域社会を担う人材の育成を推進するとともに、地域課題の解決や持続可能な社会づくりに向けた足掛かりとすることを目的として本計画を策定します。

第2節 第2期浜中町子ども読書活動推進計画の基本方針

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律の基本理念に則り、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを目標にします。

また、子どもの学習機会は、特定の時間や場所に限られるものではないことから、「地域」「学校」「家庭」といった3者の連携・協力を重点を置くこととします。

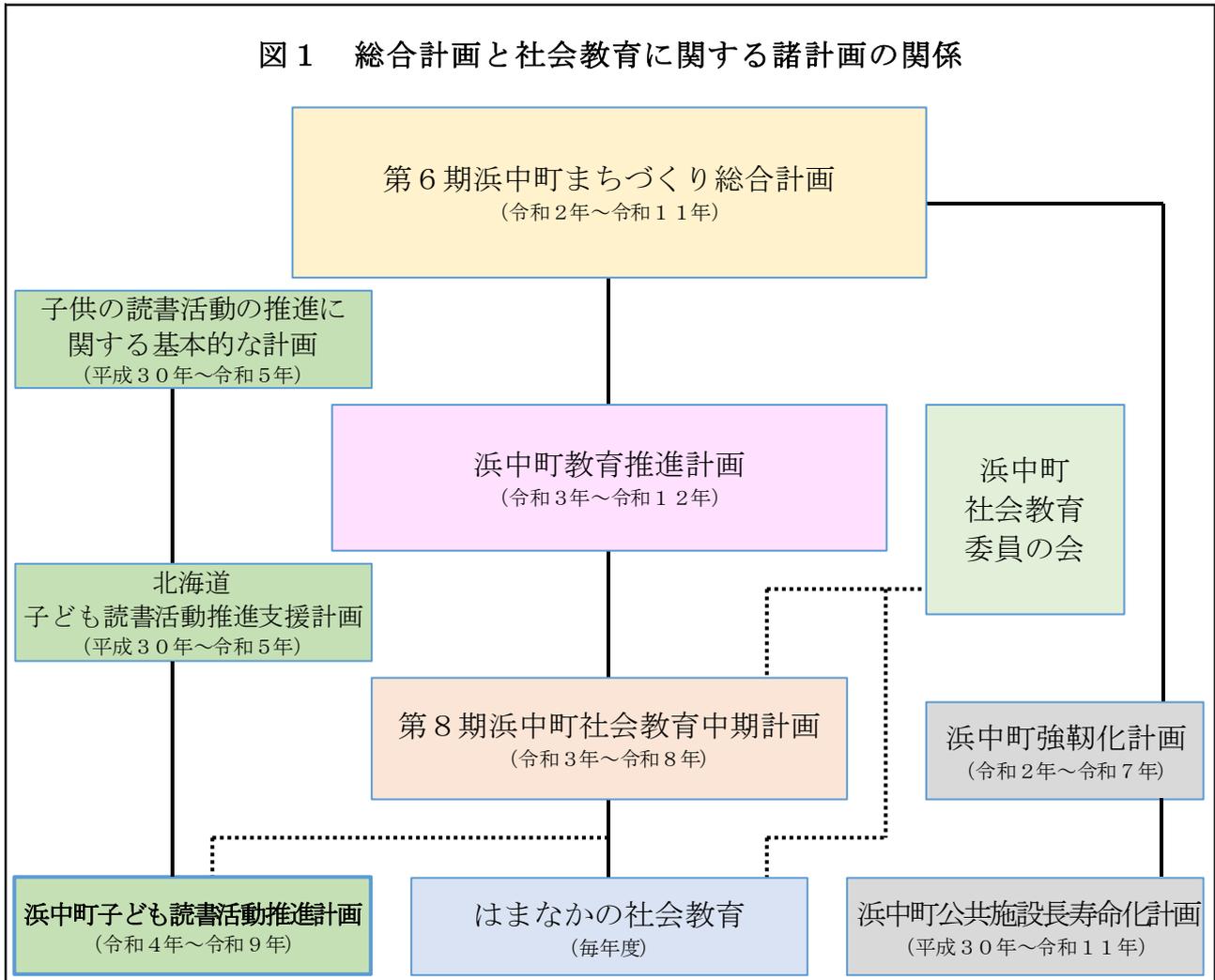
このほか、本計画は、現状及び課題を把握し、それに対応する施策の方向性を示すものであり、きめ細やかな施策や事業の展開が求められることから、単年度計画の改定をもって本計画の評価を行うものとします。

第3節 第2期浜中町子ども読書活動推進計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までの5か年とします。

第4節 浜中町の行政計画との関係

総合計画は、本町の最上位計画に位置付けられ、本計画は、これを基盤として策定されています。



中期計画は、本計画の直近上位計画にあたり、総合計画、教育推進計画を基盤として、この先5か年の「社会教育行政の方向性」を示しているものです。

本計画では、中期計画のほか、政府が策定する子供の読書活動の推進に関する基本的な計画※⁴（以下「政府計画」という。）及び北海道子どもの読書活動推進計画※⁵（以下「北海道計画」という。）といった子どもの読書活動の推進に関する諸計画を参考にしています。

第2章 子どもの読書活動を取り巻く状況の整理

第1節 日本を取り巻く状況

日本では、平成の初め（1990年代）頃から子どもの読書活動への機運が高まり始め、平成3（1991）年に全国学校図書館協議会が「学校図書館憲章^{*6}」を採択したことを皮切りに、平成5（1993）年に文部省が「学校図書館図書標準^{*7}」を設定、また同年には「学校図書館図書整備5か年計画^{*8}」が策定され、学校図書館の整備が盛んに進められました。

その後、平成8（1996）年には「国際子ども図書館基本計画」が策定されると、平成11（1999）年に国立国会図書館法が改正され、同法に国際子ども図書館が明記されたことから、国立国会図書館の支部図書館として国立国会図書館国際子ども図書館^{*9}が設置され、平成12（2000）年に部分開館、平成14（2002）年に全面開館しました。

平成11（1999）年には、子どものための世界サミット^{*10}から10年を迎えることを契機として、読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12（2000）年を「子ども読書年」とする決議が衆参両議院で採択されました。

さらに、超党派^{*11}の「子どもの未来を考える議員連盟」がプロジェクトを立ち上げ、平成13（2001）年に子どもの読書活動の推進に関する法律が制定され、政府に対して「子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定が義務付けられ、都道府県及び市町村についても政府が策定した計画を基本とした計画を策定する努力義務が課されることになりました。

平成17（2005）年には、文字・活字文化振興法が制定され、学校教育にあつては読む力の涵養^{かんよう}に十分配慮すること、市町村の公共図書館にあつては住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう施策を講ずるものと定められました。

平成24（2012）年から開始された第4次学校図書館図書整備5か年計画では、学校図書館に「司書^{*12}」や「司書教諭^{*13}」とは異なる学校図書館を担当する職員を配置するために単年150億円が地方財政措置され、また、平成26（2014）年には学校図書館法が一部改正され、司書や司書教諭とは異なる学校図書館を担当する職員について「学校司書^{*14}」と定義付けられました。

近年では、平成29（2017）年から平成31（2019）年にかけて順次改訂された学習指導要領^{*15}において、引き続き「読書」の文言が明記され、特に高等学校学習指導要領の第2章第1節第3の1（国語科現代文A）では「生涯にわたって読書に親しみ、国語の向上や社会生活の充実を図る態度を育てる」とされています。

こうした「子どもの読書活動を推進する」流れは、急速な情報化や子どもを取り巻く環境、幼児期からの読書週間の未形成などによる子どもの読書離れが指摘されていたことにあります。

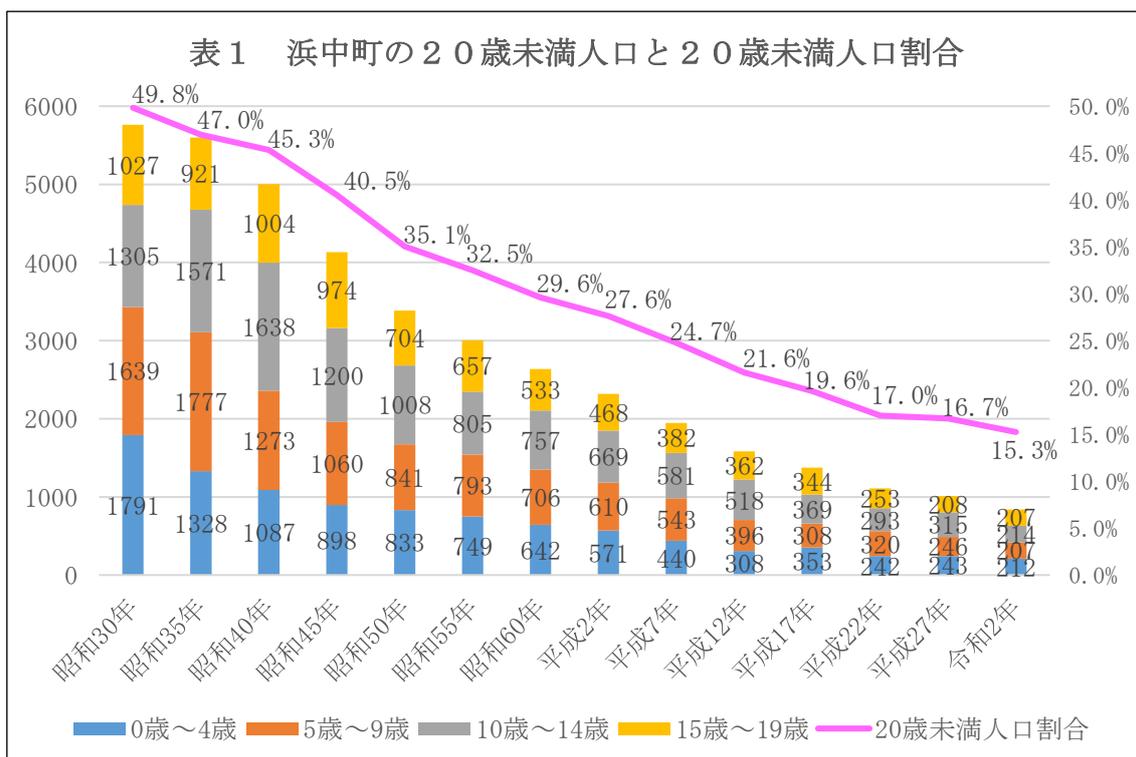
今日にあつても、読書離れは未だ課題とされており、社会教育行政のみならず、あらゆる関係機関と連携・協力を図り、読書活動を推進していくことが必要とされています。

第2節 浜中町を取り巻く状況

(1) 子どもの人口動態と生活

本町の人口は、令和3（2021）年3月31日現在の住民基本台帳では5,548人、そのうち20歳未満は844人となっており、総人口に占める20歳未満人口の割合は15.2%となっています。

昭和30（1960）年に実施された国勢調査では、20歳未満人口は5,762人、総人口に占める20歳未満人口割合は49.8%でしたが、それ以降、20歳未満人口は減少し、総人口に占める20歳未満人口の割合は低下している状況が続いています。



子どもたちの生活は、急速な情報化、スマートフォンやタブレット型端末、ゲーム機の普及が進んだことにより、大きく変化しています。

令和元（2019）年度に浜中町生徒指導連絡協議会が行った調査で、インターネットの利用率は小学生、中学生、高校生のすべての階層で90%を超過しており、インターネットの利用用途では「音楽視聴」「動画視聴」「ゲーム」と回答する子どもが多く見られました。

また、同調査において、インターネットの利用用途として「電子書籍」を挙げたのは、全体の15%程度に留まっており、インターネットを介しての読書活動は極めて少ないことが分かっています。

(2) 子どもの読書環境

本町には、子どもの読書活動に資する施設が19施設あります。

学校教育施設は9施設あり、そのすべてが学校図書館となっています。

社会教育施設は1施設あり、図書館の設置はありませんが、総合文化センターには図書室が付設されています。

その他として、保育所が5施設、放課後児童クラブが2施設、子育て支援センターが2施設あり、乳幼児期の子どもたちを対象とした読書活動の支援が行われています。

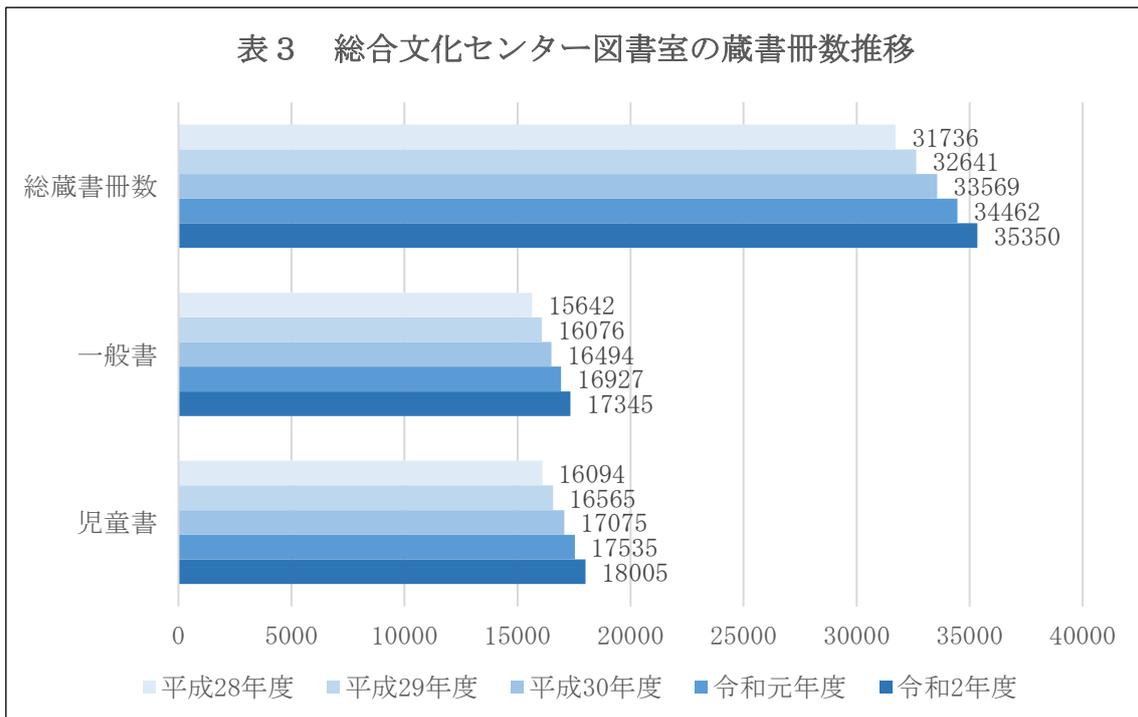
表2 浜中町の子どもの読書活動に資する施設

◆学校教育施設		◆社会教育施設		◆その他	
種別	施設数	種別	施設数	種別	施設数
学校図書館	9	文化施設	1	保育所	5
うち小学校	4	うち図書館	0	放課後児童クラブ※	2
うち中学校	4	うちその他	1	子育て支援センター※	2
うち高等学校	1				

放課後児童クラブは、学校教育施設、社会教育施設を併用。
子育て支援センターは、保育所に併設。

総合文化センター図書室は、まちで唯一、公共図書館としての役割を担っており、世代や属性に関わらず、すべての町民を対象とした支援を行っています。

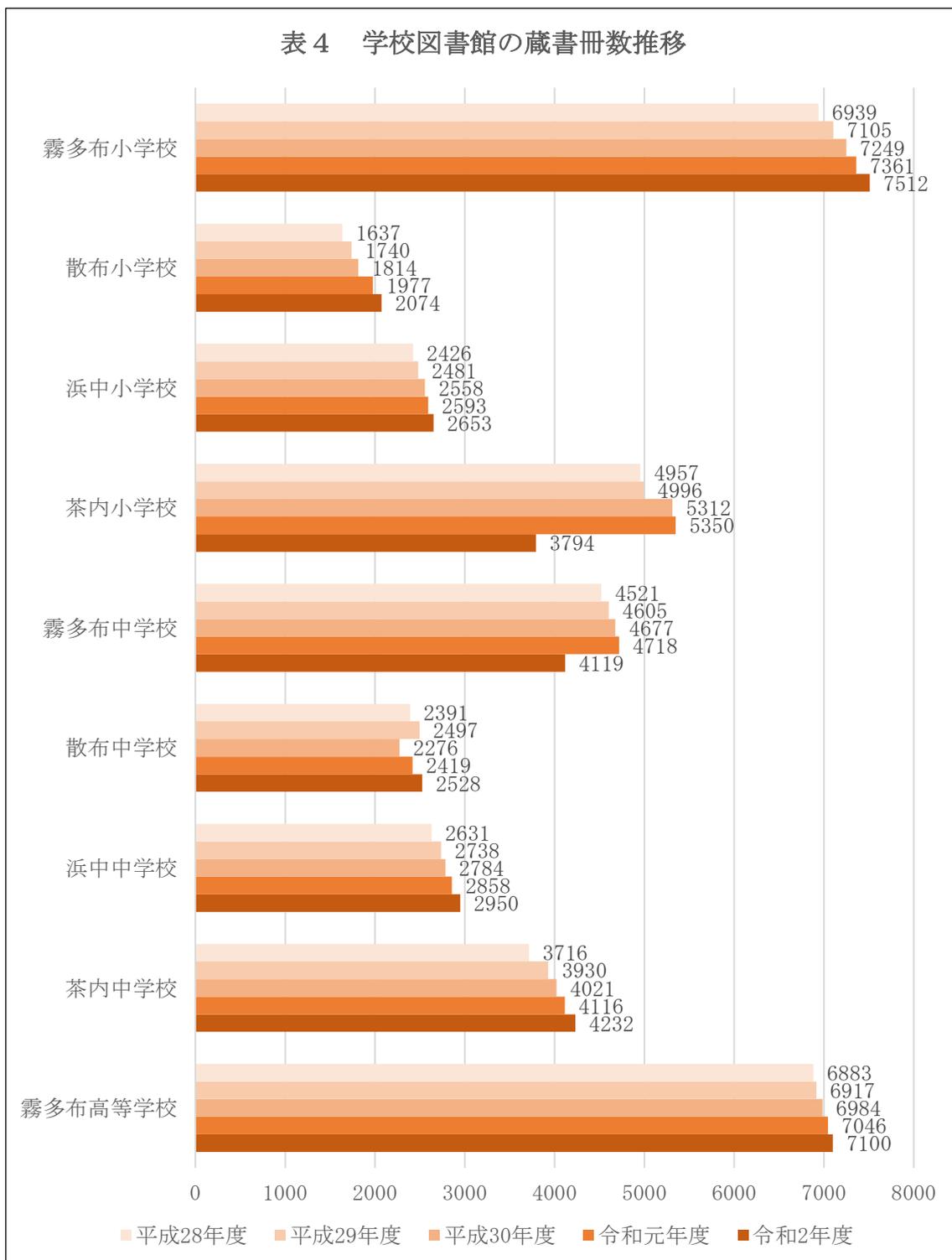
直近5年間の蔵書数は、毎年900冊程度の増加となっており、一般書と児童書は同等程度の比率で配備されています。



学校図書館は、すべての小学校、中学校及び高等学校に置かれる学校の設備です。

学校図書館の蔵書冊数は、概ね増加している状況にありますが、専門職及び専従職の配置がないことから管理体制は十分とは言えず、実際には発行・購入から数十年が経過している本や破損が著しく使うことができない本を計上していた例があるようです。

こうした課題を解決するため、教育委員会では、令和2年（2020）度から総合文化センター図書室の司書を派遣し、学校図書館の支援を行っています。



第1節 発達課題に応じた読書活動

(1) 乳幼児期

現状と課題

乳幼児期とは、概ね0歳から5歳までを対象とした区分で、乳児期（0歳から2歳まで）と幼児期（3歳から5歳まで）の2つに分けられることがあります。

乳幼児期は、北海道計画で「本に出会う」時期と位置付けられており、また、政府計画では「乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。」とされています。

これまで、社会教育行政では「読み聞かせ」や福祉行政と連携した「ブックスタート」を通して、乳幼児、とりわけ乳児が本に触れ、親しみ、読書習慣を獲得するための支援を行ってきたほか、保育所や子育て支援センターでも読み聞かせが行われてきました。

乳幼児は、生涯各期の中で最も成長が著しい時期にあり、未発達であることから、ものごとを自ら選択し、決定する力に乏しく、保護者の裁量によるところが多くあるほか、あらゆる家庭環境の影響を受けると考えられています。

このようなことから、保護者が乳幼児期の読書活動の必要性を十分に理解し、読み聞かせ等に取り組んでもらうことが必要です。

また、乳幼児の読書活動にあたっては、福祉行政や保育所、子育て支援センターで近い事柄の支援が行われていることから、関係機関と連携・協力を図ることが重要です。

基本目標

◎本に出会い、豊かな心を育む読書活動の推進

対応施策

本に出会い、親しむための機会の提供	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	R4	R5	R6	R7	R8 R9

主要事業

- 図書資料貸出事業
- ブックスタート
- 映画鑑賞会
- 図書の宅配便
- おはなし会（読み聞かせ）
- ぬいぐるみのお泊まり会

(2) 青少年期 —少年期—

現状と課題

青少年期のうち「少年期」とは、概ね小学校に在籍する児童（6歳から12歳まで）を対象とした区分です。

少年期は、北海道計画で「本に親しむ」時期と位置付けられており、また、政府計画では「低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、1人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに、読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。」とされています。

これまで、社会教育行政では「図書室特別事業」や学校と連携した「移動図書」を通して、読書活動の支援を行ってきたほか、学校では学習の中で読書活動が行われてきました。

少年は、ものごとを自ら選択し、決定する力が形成されつつありますが、乳幼児と同様に保護者の裁量に大きな影響を受ける時期といえます。

このようなことから、すべての少年が平等に読書活動を行うことができるように支援していく必要があります。

また、少年の読書活動にあたっては、学校で近しい事柄の支援が行われていることから、関係機関と連携・協力を図ることが重要です。

基本目標

◎本に親しみ、学びを深める読書活動の推進

対応施策

本に親しみ、学びを深めるための支援の充実	→	→	⇒	⇒	⇒	
	R4	R5	R6	R7	R8	R9

主要事業

- 図書資料貸出事業
- おはなし会（読み聞かせ）
- ぬいぐるみのお泊まり会
- 図書の宅配便
- 映画鑑賞会
- 図書室特別事業

(3) 青少年期 —青年前期—

現状と課題

青少年期のうち「青年前期」とは、概ね中学校に在籍する生徒（13歳から15歳まで）を対象とした区分です。

青年前期は、北海道計画で「本から学ぶ」時期と位置付けられており、また、政府計画では「多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。」とされています。

これまで、社会教育行政では学校と連携した「移動図書」を通して、読書活動の支援を行ってきたほか、学校では学習の中で読書活動が行われてきました。

青年前期の子どもは、ものごとを自ら選択し、決定する力を有しており、興味関心・趣味趣向に応じて活動の優先順位を付けることができるようになり、放課後の時間の使い方についても自己選択・自己決定していきます。

部活動や習い事、ゲーム等、^{あまた}数多ある手段の中から目的に応じたものとして「読書」が選ばれることは極めて稀なことと言えます。

総合文化センター図書室の直近5年間の利用者実績では、少年期から青年前期に移行することを契機に利用者が大幅に減少することが明らかになっています。

このようなことから、必ずしも本を読むことに固執せず、新聞や雑誌、漫画等の自らの興味関心に応じた読書活動を推進することが必要です。

また、図書の宅配サービスを十分に周知し、必要に応じて利用してもらうことを通して、読書活動を推進していくことが重要です。

基本目標

◎本から学び、自己形成を進める読書活動の推進

対応施策

本から学び、学びを活用するための支援の充実		…>	…>	…>	→	
	R4	R5	R6	R7	R8	R9

主要事業

- 図書資料貸出事業
- 図書室特別事業
- 図書の宅配便
- 移動図書

(4) 青少年期 —青年後期—

現状と課題

青少年期のうち、青年後期とは、概ね高等学校に在籍する生徒（16歳から18歳まで）を対象とした区分です。

青年後期は、北海道計画で「本と生きる」時期と位置付けられており、また、政府計画では「読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。」とされています。

これまで、社会教育行政では青年後期に対する読書活動の支援を特段行っておらず、社会教育行政以外であっても読書活動の支援は行われていない状況にあります。

青年後期の子どもは、ものごとを自ら選択し、決定する力を存分に発揮し、部活動やアルバイトに積極的に取り組むようになるほか、自らの将来を見据えた選択を行う時期にもあります。

生涯各期の発達課題では「価値観や倫理観の形成」があり、読書活動を通じた人間形成が有効であると考えられます。

このようなことから、青年後期の発達課題を達成することを目標とした読書活動の支援を行うとともに、「本と生きる」こと通して、健康で文化的な生活を営むことができるよう支援することが必要です。

また、青年後期の読書活動にあたっては、学校と連携・協力が不可欠であることから、高等学校との連携・協力を図ることが重要です。

このほか、青年前期と同様に、必ずしも本を読むことに固執せず、新聞や雑誌、漫画等の自らの興味関心に応じた読書活動を推進することが必要です。

基本目標

◎本と生き、人生に彩りを与えるための読書活動の推進

対応施策

本と生きていくための支援の充実		…>	…>	…>	→	
	R4	R5	R6	R7	R8	R9

主要事業

○図書資料貸出事業

○図書の宅配便

○図書室特別事業

第2節 読書活動の支援

(1) 家庭での読書活動

現状と課題

家庭での読書活動とは、家庭、もしくは家庭に代わる場所においてあらゆる方法で行われている読書活動を指しています。

家庭での読書活動は、公共図書館や学校図書館、保育所、子育て支援センター等で図書資料の借受けることのほか、図書を自費で購入することにより行われていると考えられています。

乳幼児のうち、保育所に通所している場合には、保育所が家庭に代わり読書活動の支援を行っています。

少年や青年は、学校の学習の中で読書活動を行っていますが、家庭での自主的な読書活動は段階的な読書活動において大変重要な役割があるといえます。

乳幼児や少年の初期では自力で本を読む能力を有しておらず、読み聞かせを必要としますが、それ以降になると自力で本を読むことができるようになります。

家庭での読書活動は、保護者の生活習慣や経済状況等によって大きな差があるものと考えられ、また、保育所への通所の有無についても読書活動の頻度に影響を与えるものと考えられます。

このようなことから、家庭の中で積極的に読書活動の支援を行っていただけるよう、保護者の理解を深めることが必要です。

また、家庭での読書活動の実態を的確に把握し、現状に即した施策を展開していくため、福祉行政や保育所、子育て支援センターの近い事柄の支援を行っている関係機関と連携・協力を図ることが重要です。

基本目標

◎子どもの「好き」を伸ばす自由な読書活動の支援

対応施策

保護者の理解を深めるための取組	…>	…>	…>	…>	→	
	R4	R5	R6	R7	R8	R9

主要事業

○図書資料貸出事業

○図書の宅配便

(2) 学校での読書活動

現状と課題

学校での読書活動とは、各教科での学習の中で行われているほか、全校一斉読書や読み聞かせ、ブックトークやビブリオバトル等を通して行われている読書活動を指しています。

各教科の学習では、中学校及び高等学校での国語科の学習をはじめ、小学校ではあらゆる教科の学習で読書活動が取り入れられています。

令和3（2021）年度の学校図書館の現状に関する調査では、小学校2校、中学校4校が全校一斉読書を実施しており、実施頻度は多くの学校が「週に数回」と回答しているほか、読み聞かせやブックトークを実施している学校もあります。

学校での読書活動は、学校長の方針に委ねられるほか、小学校では担任教諭、中学校や高等学校では教科担任教諭の裁量によるところがあり、読書を伴う学習の時間が平等に確保されているとは言えない状況にあります。

このようなことから、生涯各期の発達課題に応じて、小学校にあっては読書習慣の獲得、中学校及び高等学校にあっては読書習慣の確立を目的に、全校一斉読書や読み聞かせ、ブックトークやビブリオバトル等のほか、新聞等を取り入れた読書活動の取り組みが必要です。

また、学校には学校図書館がありますが、学校図書館の専門職である「司書教諭」や「学校司書」が配置されていないことから、学校図書館を活用した授業づくりや家庭学習としての読書活動等を推進していくため、学校と社会教育行政が連携・協力し、必要に応じて総合文化センター図書室の司書を派遣する等の支援を継続的に行っていく必要があります。

基本目標

◎読書習慣を付ける日常的な読書活動の支援

対応施策

学校と行政の連携・協力体制の強化	…>	…>	→	→	⇒	
	R4	R5	R6	R7	R8	R9

主要事業

○学校図書館運営支援事業

○移動図書

(3) 地域での読書活動

現状と課題

地域での読書活動とは、学校及び家庭以外のあらゆる場所において、当該施設の職員や自主団体、その他個人等によって行われる読書活動を指しています。

地域での読書活動は、「行政が行う読書活動の支援」「民間の企業や法人が行う読書活動の支援」「町民が自主的な活動として行う読書活動の支援」の3つに分けることができます。

本町では、行政が行う読書活動の支援として、図書館施設にあたる「総合文化センター図書室」において事業を通じて生涯各期の発達課題に応じた読書活動の支援を行っているほか、子育て支援センターでは乳幼児を対象とした読み聞かせや図書資料の貸出しを行っています。

民間の企業や法人が行う読書活動の支援は、図書の寄付や図書の購入に係る寄付金があり、また、町民が自主的な活動として行うものとしては読み聞かせサークルが1団体あり、小学校1校で定期的に読み聞かせの活動を行っています。

町民が自主的な活動として行う読書活動の支援は1校に留まっており、他の学校では重要はあるが供給先がない等の悩みを抱えている状況にあります。

このようなことから、町民が自主的な活動として行う読書活動の支援を拡充していくことが必要です。

また、中期計画の第4章第3節(3)では、「地域、学校、家庭の連携・協力を強化することや地域と学校がともに人づくりに取り組むことに重点を置いた事業を行うことが必要」としていることから、地域と学校が連携し、地域学校協働活動の一環として、子どもの読書活動を進めていくことが重要です。

基本目標

◎小さなことから始める読書活動の支援

対応施策

地域人材の発掘と養成	…>	…>	…>	→	→
	R4	R5	R6	R7	R8 R9

主要事業

第3節 読書環境の整備

(1) 公共図書館

現状と課題

公共図書館とは、公立図書館及び公民館図書室の総称をいいます。

図書館法第2条第1項では「『図書館』とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と規定され、また、同法同条第2項では「地方公共団体の設置する図書館を公立図書館」と定義付けられています。

令和3（2021）年4月1日現在、本町には単独施設として図書館の設置はされていませんが、複合施設である総合文化センターには図書室が付設されており、まちで唯一、公共図書館としての役割を担っています。

令和3（2021）年3月31日現在、総合文化センター図書室の蔵書冊数は35,350冊で、内訳は一般書が17,345冊、児童書が18,005冊となっており、町民1人あたりの蔵書冊数は6.37冊となっています。

総合文化センター図書室には、図書館の専門職である司書を配置し、生涯各期の発達課題に応じた読書活動の支援を行っているほか、学校図書館の運営の支援を行っています。

令和2（2020）年度の総合文化センター図書室の利用者のうち、乳幼児期・少年期・青年前期・青年後期の子ども利用者は全体の44.1%にあたる752人、貸出冊数は全体の59.6%にあたる3,763冊となっているほか、青年前期・青年後期では利用者、貸出冊数ともに著しく少ない状況となっています

このようなことから、これまでの取組を継続させていくことのほか、移動図書や学校図書館の運営の支援等を通して、子どもの読書活動を間接的に支援していくことが必要です。

基本目標

◎誰でも、いつでも、どこでも、読書活動ができる環境の整備

対応施策

読書活動を推進するための取組	→	→	⇒	⇒	⇒	
	R4	R5	R6	R7	R8	R9

主要事業

- 図書資料貸出事業
- おはなし会（読み聞かせ）
- ぬいぐるみのお泊まり会
- 図書の宅配便
- 映画鑑賞会
- 図書室特別事業

(2) 学校図書館

現状と課題

学校図書館とは、学校図書館法第2条で「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。」と規定され、また、同法第3条では「学校には、学校図書館を設けなければならない。」と義務付けられています。

令和3(2021)年4月1日現在、本町には小学校が4校、中学校が4校、高等学校が1校あり、すべての学校に学校図書館が設けられています。

令和3(2021)年3月31日現在、学校図書館の蔵書冊数は本計画6ページの表4のとおりとなっています。

文部科学省では、小学校、中学校及び特別支援学校の学校図書館を対象に「学校図書館図書標準」を設定していますが、本町の対象校8校で標準を達成している学校は1校のみとなっており、残りの7校では達成率が50%程度となっています。

本町の学校図書館には、専門職である司書教諭や専従職である学校司書が配置されていない状況にあります。

このようなことから、学校図書館を核とした子どもの読書活動を推進するため、学校と学校教育行政・社会教育行政が連携・協力を図り、学校図書館の整備や運営を支援していくことが必要です。

また、学校図書館は、少年期・青年前期・青年後期の子どもにとって最も身近な読書活動の拠点といえることから、生涯各期の発達課題に応じた読書活動や家庭学習としての読書活動等の支援が行っていくことが重要です。

基本目標

◎最も身近な読書活動の拠点の充実

対応施策

読書活動の拠点としての取組	…>	→	→	→	→	
	R4	R5	R6	R7	R8	R9

主要事業

○学校図書館運営支援事業

第4章 おわりに

第1節 第2期浜中町子ども読書活動推進計画の策定に係る資料

(1) 各種データ

◆教育委員会

令和4年4月1日現在

職名	氏名	任期
教育長	佐藤 健二	令和2年2月3日～令和5年2月2日
委員 教育長職務代理者	天間館りゆう子	令和元年10月1日～令和5年9月30日
委員	掛水 優	令和2年10月1日～令和6年9月30日
委員	野村 孝紀	平成30年10月1日～令和4年9月30日
委員	小黒 雅臣	令和3年11月1日～令和7年10月31日

◆教育委員会の組織

令和4年4月1日現在

名称		住所	連絡先
教育委員会事務局	管理課総務係	湯沸445番地	62-2371
	〃 学校教育係		62-2383
	指導室		62-2249
	生涯学習課社会教育係	霧多布西3条1丁目47番地	62-2394
	〃 スポーツ係	暮帰別西1丁目151番地	62-3144
総合文化センター総合文化センター係		霧多布西3条1丁目47番地	62-3131
学校給食センター総務係		浜中桜東32番地	64-2917
〃 業務係			
北海道霧多布高等学校		新川東2丁目41番地	62-2688

◆学校教育施設

令和4年4月1日現在

名 称	住 所	連 絡 先
浜中町立霧多布小学校	霧多布東4条1丁目13番地	62-2812
浜中町立散布小学校	火散布133番地	67-2324
浜中町立浜中小学校	浜中桜西76番地	64-2023
浜中町立茶内小学校	茶内橋北西39番地	65-2252
浜中町立霧多布中学校	暮帰別西1丁目160番地	62-3241
浜中町立散布中学校	火散布133番地	67-2324
浜中町立浜中中学校	浜中桜西50番地	64-2120
浜中町立茶内中学校	茶内橋北西39番地	65-2251
北海道霧多布高等学校	新川東2丁目41番地	62-2688

◆社会教育施設

令和4年4月1日現在

名 称	住 所	種 別
浜中町総合文化センター	霧多布西3条1丁目47番地	その他の社会教育施設

子どもの読書活動に資する施設のみを掲載。

◆その他の教育・学習の施設

令和4年4月1日現在

名 称	住 所	種 別
浜中町立霧多布保育所	霧多布西3条1丁目4番地	保育所
浜中町立茶内保育所	茶内橋北西45番地	
浜中町立散布保育所	藻散布71番地	
浜中町立浜中保育所	浜中桜東8番地	
浜中町立姉別保育所	姉別3丁目29番地	
霧多布放課後児童クラブ	※浜中町立霧多布小学校内	放 課 後 児 童 ク ラ ブ
茶内放課後児童クラブ	※浜中町農業者トレーニングセンター内	
霧多布子育て支援センター	※浜中町立霧多布保育所内	子 育 て 支 援 セ ン タ ー
茶内子育て支援センター	※浜中町立茶内保育所内	

子どもの読書活動に資する施設のみを掲載。

◆社会教育委員

任期 令和3年6月1日～令和5年5月31日

区 分	氏 名	所属、職等	在任 (期目)
学校教育 関係者	佐 藤 岳 彦	浜中町校長会	1
	大 宮 秀 夫	浜中町校長会	1
社会教育 関係者	今 裕 子	浜中町女性協議会 会長	1 1
	中 原 潤 一	浜中町スポーツ推進委員協議会 会長	1 1
	大 竹 栄 子	北海道青少年健全育成推進指導員	4
	石 黒 正 敏	浜中町スポーツ協会 会長	2
	熊 谷 俊 樹	浜中町かるた協会 理事	2
	君 塚 宏 美	浜中町父母と先生の会連合会 副会長	2
学識経験者	大 野 裕 幸	浜中町地域子ども会育成連絡協議会 会長	5
	大 山 傑	浜中町社会福祉協議会 事務局長	1

任期は1期2年。

(2) 統計等データ

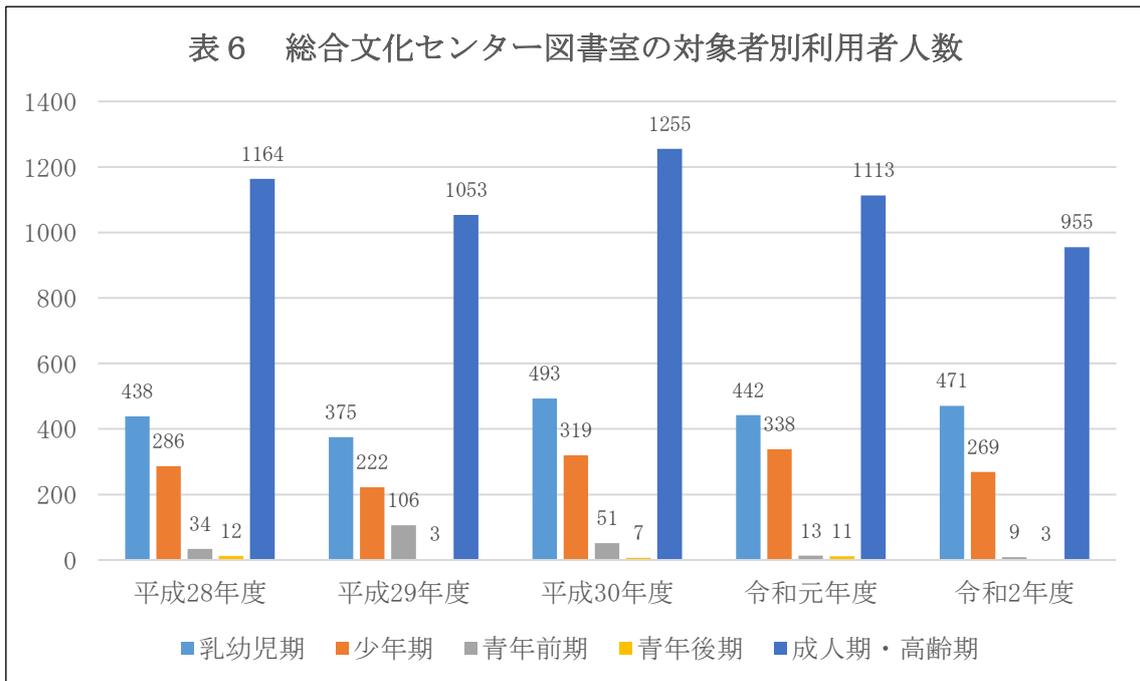
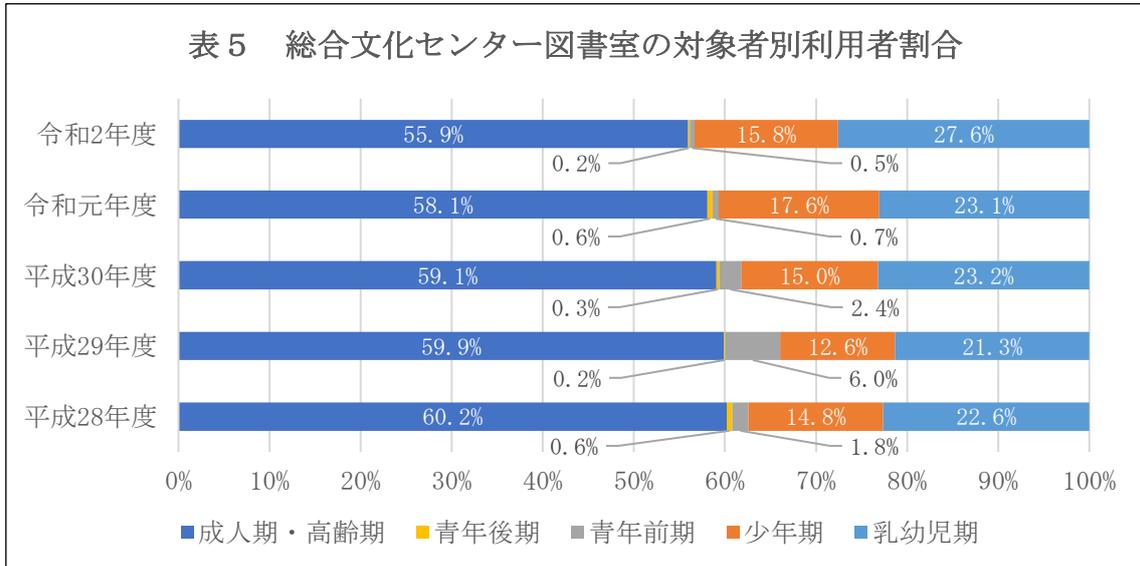


表7 総合文化センター図書室の対象者別貸出冊数割合

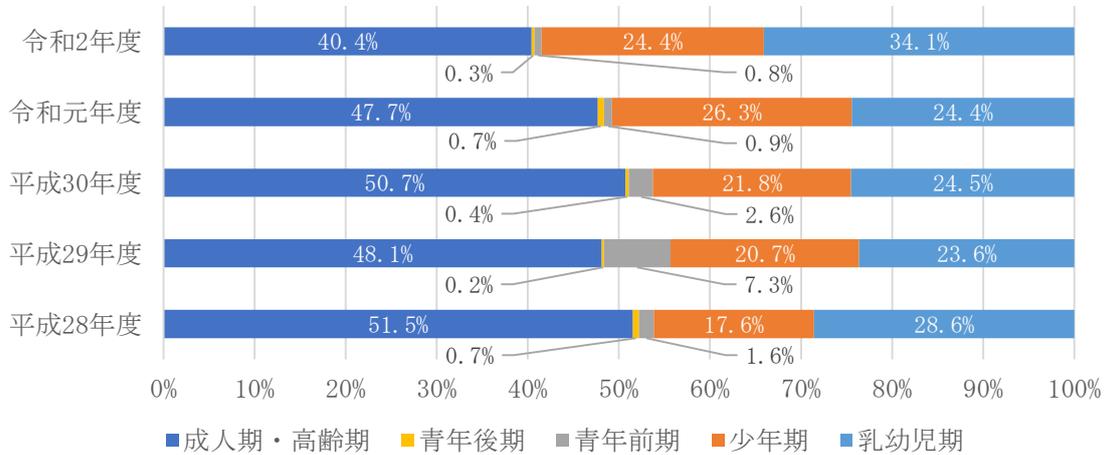


表8 総合文化センター図書室の対象者別貸出冊数

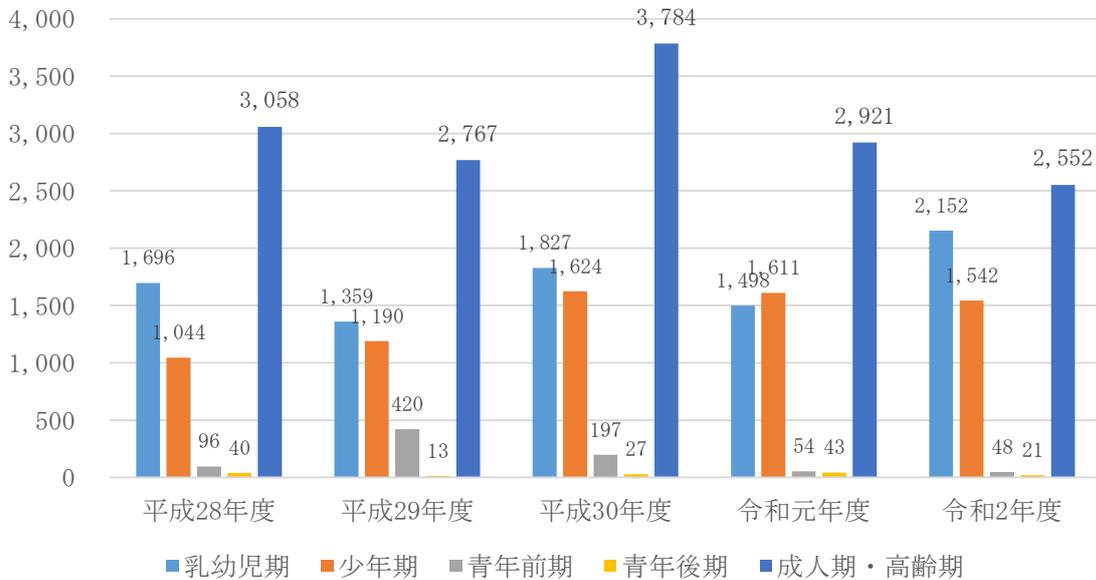


表9 令和2年度 学校図書館図書標準の達成状況

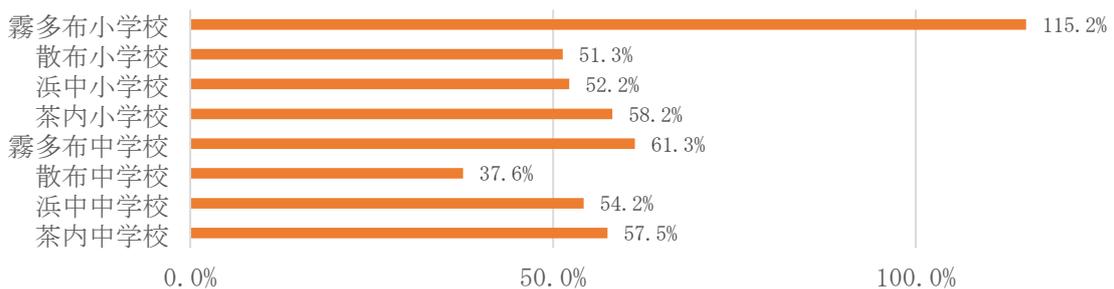


表10 浜中町の子どもの読書活動推進に係る事業と実施経過

No.	整理番号	事業名称	事業概要	対象	期回数	実施経過				
						H29	H30	R1	R2	R3
1	L-01	図書資料貸出事業	公共図書館の役割を果たし、町民の読書の活動を推進をするため、総合文化センター図書室の所蔵する図書資料を貸出を行う。	町民	通年	○	○	○	○	○
2	L-02	図書の宅配便	町民の読書の活動を推進をするため、「図書資料貸出事業」のうち、利用者の求めに応じて貸出及び返却の際に図書の宅配を行う。	町民	通年				○	○
3	L-03	おはなし会 <small>(旧絵本らんど・おはなしタイム)</small>	子どもの情操性や感性を高め、豊かな心を育むため、読み聞かせを通して、本に親しむ機会を提供し、読書活動を助ける。	幼児 少年	通年	○	○	○	○	○
4	L-04	映画鑑賞会	青少年の情操性や感性を高め、豊かな心を育むため、総合文化センター図書室の所有する視聴覚資料を活用したの鑑賞会を行う。	幼児 青少年	月1回				—	○
5	L-05	大人の 映画鑑賞会	成人や高齢者の情操性や感性を高めるため、総合文化センター図書室の所有する視聴覚資料を活用した鑑賞会を行う。	成人 高齢者	年4回				—	○
6	L-06	ぬいぐるみのお泊り会	子どもの読書の活動を推進するため、ぬいぐるみが夜の図書室を冒険する姿やその物語を通して、本に親しむ機会を提供する。	幼児 少年	5月 11月				—	○
		読書週間事業	子ども及び秋の読書週間に機に各種イベントや特設書架コーナーを設置し読書習慣を促進する。	町民	—	○	○	○	○	○
		図書室歳時記	記念日や行事に合わせた特設コーナーの設置、読み聞かせ等を行い、本と親しむ機会を提供する。	町民	—	○	○	○	○	○
7	L-07	図書室特別事業	四季や文化を感じてもらうため、季節や記念日、行事等に合わせ、展示コーナーの設置や読み聞かせ、工作等を行う。	町民	随時					○
8	L-08	ブックスタート事業	乳児の読書の活動を推進するため、絵本を無償で配布し、生涯にわたる読書への導入としてきっかけを提供する。	乳児と その保護者	乳児健診時	○	○	○	○	○
		地域人材との連携による子どもの読書活動推進事業	小学校または中学校及び市町村立図書館等を指定し、学校図書館でのあらゆる実践を行い、また、研究発表会等を行う。	茶内小学校	通年				○	○
9	L-09	学校図書館運営支援事業	青少年の読書の活動を推進するため、図書資料の整理や電子システムの導入等を通して、学校図書館の運営を支援する。	小学校 中学校 高等学校	通年					○
10	L-10	移動図書	青少年の読書の活動を推進するため、総合文化センター図書室の所蔵する図書資料を小学校・中学校に配本する。	小学校 中学校	年6回	○	○	○	○	○

○ … 計画あり、実施あり — … 計画あり、実施なし

第2節 参考、引用、出典、解説等

【 図 】

図1 総合計画と社会教育に関する諸計画の関係

作成 浜中町教育委員会

【 表 】

表1 浜中町の20歳未満人口と20歳未満人口割合

出典 国勢調査 昭和30（1955）年～令和2（2020）年

作成 浜中町教育委員会

表2 浜中町の子どもの読書活動に資する施設

作成 浜中町教育委員会

表3 総合文化センター図書室の蔵書冊数推移

作成 浜中町教育委員会

表4 学校図書館の蔵書冊数推移

出典 学校図書館の現状に関する調査（浜中町取りまとめデータ）

平成29（2017）年～令和3（2021）年

表5 総合文化センター図書室の対象者別利用者割合

作成 浜中町教育委員会

表6 総合文化センター図書室の対象者別利用者人数

作成 浜中町教育委員会

表7 総合文化センター図書室の対象者別貸出冊数割合

作成 浜中町教育委員会

表8 総合文化センター図書室の対象者別貸出冊数

作成 浜中町教育委員会

表9 令和2年度 学校図書館図書標準の達成状況

出典 学校図書館の現状に関する調査 令和3年

作成 浜中町教育委員会

表10 浜中町の子どもの読書活動推進に係る事業と実施経過

出典 はまなかの社会教育 平成29年度～令和3年度

作成 浜中町教育委員会

【注 釈】

※1 総合計画

地方自治法第2条第4項の規定において「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」とされていることから、これに基づき、総合的かつ計画的な町政を推進するため、長期的なビジョンを示すことを目的に策定される行政計画。

現在は、地方自治法が改正され、策定の義務はなくなっている。

※2 教育推進計画

教育基本法第17条第2項の規定で地方公共団体が「定めるよう努めなければならない」とれている教育振興基本計画。

※3 中期計画

社会教育法17条第1項の規定で社会教育委員が立案するものとされている「社会教育に関する諸計画」のひとつ。

地方自治体の社会教育行政が中期的に自治体における社会教育を推進するため、基本方針、目標等の指針を定め、自治体の地域性、住民性等を十分に留意の上で現状及び課題（実態）を把握し、それらに対応する施策の方向性を示すことを目的とした行政計画・教育計画。

※4 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画

子どもの読書活動の推進に関する法律第8条の規定で政府が「策定しなければならない」とされている計画。

※5 北海道子どもの読書活動推進計画

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条の規定で都道府県が「策定するよう努めなければならない」とされている計画で、北海道が策定している計画。

※6 学校図書館憲章

全国学校図書館協議会が創立40周年を記念し、平成2（1990）年の第40回総会で作成が決議され、平成4（1992）年の第42回総会で採択された憲章。

※7 学校図書館図書標準

学校図書館の図書の整備を図る目標として、平成5（1993）年に文部省が設定した基準。

平成18（2010）年の学校教育法の一部改正を受け、それまでの「聾学校」「養護学校」を「特別支援学校」とする等の改正が行われた。

※8 学校図書館図書整備5か年計画

学校図書館図書標準に基づき、学校図書館の蔵書冊数の増加や新聞の配備を進めるため、平成5（1993）年に初めて策定された計画。

第2次計画は平成14（2002）年度から平成18（2006）年度、第3次計画は平成19（2007）年度から平成23（2011）年度、第4次計画は平成24（2012）年度から平成28（2016）年度、第5次計画は平成29（2017）年度から令和3（2021）年度と続き、令和4（2022）年度からは第6次期に入る。

※9 国立国会図書館国際子ども図書館

国立国会図書館法に規定される図書館

※10 子どものための世界サミット

子どもの基本的人権を国際的に保証するため、平成元（1989）年に「児童の権利に関する条約」が定められたことで機運が高まったことにより、平成2（1990）年9月29日及び30日にアメリカ・ニューヨークにある国連本部で開催された会議。

※11 超党派

政党の利害をこえて、関係者が一つの目的のために一致提携することをいう。

※12 司書

図書館法第4条の規定で「図書館に置かれる専門的職員」とされる職。

※13 司書教諭

学校図書館法第5条の規定で学校図書館に「置かなければならない」とされている職。

ただし、学校図書館法附則第2項の規定で「（政令で定める規模以下の学校にあっては当分の間）第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。」としており、また、学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令では「学校図書館法附則第2項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数が11以下の学校とする。」とされている。

※14 学校司書

学校図書館法第6条の規定で「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」とされ、また同法同条にて「置くよう努めなければならない。」されている。

※15 学習指導要領

全国どこの学校でも一定の水準を保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。

学校教育法施行規則において「教育課程の基準」と明記され、学校種（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）ごとに定められている。

第2期浜中町子ども読書活動推進計画

令和4年4月1日

発行 浜中町教育委員会

〒088-1553

北海道厚岸郡浜中町霧多布西3条1丁目47番地

TEL 0153-62-2394 FAX 0153-62-2841

MAIL kyoui-syakyo@town.hamanaka.lg.jp